建築協定自己確認書

　この度の、亀岡市日吉台地区建築協定区域内において予定している建築物等の施工計画（別図参照）は、同建築協定書第６条に定める事項に適合していることを確認する。

建築物等の施工場所　　亀岡市千代川町

令和　　　年　　　月　　　日

住所

氏名

（亀岡市日吉台地区建築協定書第６条）

（建築物の制限）

第６条　　本協定区域内の建築物の位置、構造及び形態は、建築基準法及び同法施行令を遵守するとともに、次の各号に定める基準に従わなければならない。

一、　敷地内の空地部分には樹木等を植樹し、できる限り緑化に努めるものとする。

二、　本協定締結時の宅地の地盤高を変更してはならない。

ただし、建築協定委員会がやむを得ないとして認めた場合、若しくは庭の修景等軽微なものにあっては、この限りではない。

三、　門扉を外開き構造とする場合、開放時に敷地境界線を越えてはならない。

四、　建築物の敷地の再分割は認めない。

ただし、建築協定委員会がやむを得ないとして認めた場合については、150㎡以上の敷地面積で分割できるものとする。

五、　垣・柵又は塀は、道路（幅員6ｍ以上の道路）境界線より0.5ｍ以上後退した位置に設けることとし、この空地には、樹木等により緑化に努めるものとする。

ただし、建築協定委員会が、やむを得ないとして認めた場合についてはこの限りではない。